

承認第1号

専決処分事項の承認について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年9月5日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 専決処分について

下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

令和 4 年 7 月 27 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

### 記

相手方	_____
損害賠償の額	520,000 円
事故の概要	令和 4 年 6 月 21 日午前 11 時 35 分頃、城山台一丁目 1 番 7 号地先交差点において、信号待ちをしていた際、前方の相手方車両が発進したように錯覚し、自身も発進した。しかし、実際には相手方車両は停車したままであり、咄嗟に気付いてブレーキを踏んだが間に合わず、相手方車両に追突し、損傷させ、もって相手方に損害を与えた。